

□議員名：岩本 信子

1 社会教育のあり方について

論点	総合計画の中での社会教育の位置づけはどうか。
回答	「第5章、人が輝く心豊かなまちづくり」に位置づけられているが、活力あるコミュニティの形成にも社会教育力が求められている現状では「第2章、市民が主役のまちづくり」にも関わってくる。

論点	社会教育の充実を図る基本計画や行動計画はあるのか。
回答	新しい教育委員会制度の導入に伴い大綱を策定中で、定まった後に基本計画を定める。

論点	社会教育課として、自治基本条例の市民への普及・理解・浸透を図る政策を公民館に指導しなければならないのではないかと。
回答	公民館の取り組みは、個人や地域の地域課題を見つけそれを解決することで住みよく、人の生活を豊かにすることが社会教育だ。自治基本条例は地域課題解決部分では気がつかなかった。審議会で提案し協議してみたい。

論点	当市の社会教育の実態を教育委員会ではどう捉えているか。
回答	個々の学びの成果をまちづくりに波及させ、知の循環型社会実現を長期的視野で多様な事業を実施している。公民館運営体制を見直し、学舎融合させたコミュニティスクールの導入、図書館開館時間の延長、ふるさと文化遺産制度の導入等大きな改革をした。

論点	27年度から公民館運営が見直され、公民館館長に再任用職員や任期付職員が配置されているが、若い職員の研修も兼ねて市民に身近な公民館への配置はどう考えているのか。
回答	社会教育委員会会議の審議で公民館は「人づくり、まちづくり、地域づくり」の活動とあわせてコミュニティスクール事業に重要な役割があるので、館長を教育委員会で選考した。正規の若い職員の配置は考えているが、全体の人事配置で叶っていない状況だ。

論点	社会教育主事の資格は実務経験 3 年以上あれば免許を取得する資格が得られるが、人事課に要求できないのか。
回答	3 名の社会教育主事がいる。教育委員会以外にも資格を持った職員が何人かいるが、高齢化をしている。定期的に確保したいが、2 年に 1 回は主事の資格講習に行く予定である。若い職員を計画的に研修させたいが、長期間で業務に支障があるので、他の部署の職員は難しい状況だ。

論点	公民館に再任用の職員を配置しているのは予算のことがあるのか。
回答	予算の問題は無い。

論点	教育大綱を作る前に、当市は教育振興基本計画はないのか。
回答	教育振興基本計画は県や市町村では努力義務となっている。今回大綱を作るにあたり国の第 2 期教育振興計画を参酌する。

論点	コミュニティスクール事業には、人づくりの部分が不可欠であり、地域住民の協力を公民館活動を通じて一つ上へ発展していくことが重要だが、どう考えているのか。
回答	公民館活動は単なる趣味でないと公民館運営審議会の中でも議論している。学んだことを地域還元する事を公民館の活動に求めている。

2 学校給食の公会計化について

論点	給食の算定方法はどのようにしているのか。
回答	栄養バランスの取れた学校給食を提供するための必要な食材の価格などを勘案して給食費を決定する。食材の物価変動等を踏まえて定期的に改定する。現在は 1 食当たり小学校で 2 5 0 円、中学校で 2 9 0 円である。

論点	給食費の徴収と管理は誰がしているのか。
回答	私会計なので徴収管理は各学校でしている。管理する専用の帳簿と通帳を作成、現金の出入りは管理職立会いで 2 名体制でチェック、多くの学校で年度末に P T A による外部検査を受けている。

論点	食材購入の契約と支払いは誰がしているのか。
回答	パン、ご飯については、市が山口県学校給食会と契約している。その他の食材は各学校で対応、支払いをしている。

論点	給食費の滞納処理と徴収責任者はだれか。
回答	私会計で責任者は各学校長である。学校では収納対策として、未納の保護者に文章や電話で催告をしている。教育委員会では未納状況調査を行い状況に応じて滞納処理の助言や指導をしている。

論点	センターになると学校給食の実施主体はどこになるのか。
回答	学校設置者は市であるので学校給食の主体は市であるように捉えられるが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条11号では学校給食に関することは教育委員会が所管するので実施主体は教育委員会である。

論点	センターでの滞納給食費の債務者と債権者はどうなるのか。
回答	債務者は保護者で債権者は給食センター長である。給食費の徴収や催促等の管理は学校に委任する。

論点	市は学校給食の提供義務があり、保護者は支払う義務がある。このことを条例化する必要があるのではないか。
回答	公金であれば条例を定めて管理すべきだが、私会計なので市の財務規定が適用されず条例はなじまない。センターになれば管理規定を作り管理する。

論点	現給食会計は法令に基づいて行われているのか。
回答	学校給食会計は法律で明確に規定されていない。私会計としていることについては、昭和32年の文科省の行政実例に基づき法に適応処理している見解である。公会計、私会計にするかは各自治体で判断する。